

尼崎市児童相談所一時保護所学習支援委託業務募集要項

1 趣旨

この要項は、尼崎市（以下「本市」という。）が児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）において、一時保護中の児童に対し、学習意欲や基礎学力の向上、心身の健康の回復及び体力の向上を目的とし、個別の能力等に応じて、学習、創作活動及びスポーツ等の学習支援を行うことに係る業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の内容

(1) 業務名称

尼崎市児童相談所一時保護所学習支援委託業務

(2) 業務内容

一時保護中の児童に対し、学習意欲や基礎学力の向上、心身の健康の回復及び体力の向上を目的とし、個別の能力等に応じて、学習、創作活動及びスポーツ等の学習支援を行う。

(3) 事業費（提案上限額）

21,009,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※ ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本事業の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和 11 年 3 月 31 日まで年度単位で委託契約の更新を行う可能性があります。

3 プロポーザル参加資格

企画提案方式（プロポーザル方式）による選定への参加に応募しようとする者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人等とします。個人は応募することはできません。また、次に掲げる要件をすべて満たさなければ応募することはできません。

(1) 尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者

① 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

② 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

(2) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと

(3) 次に掲げる事項のすべてに該当しない者

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は同条第 2 項各号のいずれかに該当する者

② 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

③ 国税、本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

- ④ 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない並びに適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑧ 破産者で復権を得ない者
- ⑨ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当する者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)に該当しなくなった場合又は(2)及び(3)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は事業者との契約を取り消すことができるものとします。

(4) 応募制限

- ① 共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めてください。
- ② 単独で応募した団体は、他に応募する共同事業体の構成団体（代表となる団体を含む。以下同じ。）となることはできません。
- ③ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- ④ 共同事業体の構成団体のいずれかの団体が、本業務の応募において、当該共同事業体とは別に単独の団体として応募していることや、他の共同事業体の構成団体を兼ねていることが判明した場合は、当該構成団体に関わるすべての応募を無効とします。

4 プロポーザルの実施スケジュール

項 目	日 程
募集要項の配布・募集開始	令和 7 年 10 月 20 日（月）
質問の受付期限	令和 7 年 10 月 29 日（水）
質問の回答	令和 7 年 11 月 11 日（火）まで
企画提案書等応募書類提出期限	令和 7 年 11 月 18 日（火）
プレゼンテーション審査時間連絡	令和 7 年 11 月 20 日（木）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 27 日（木）
選定結果通知	令和 7 年 12 月 8 日（月）

5 平面図及び備品一覧

平面図及び備品一覧については企画提案予定の事業者に別途提供しますので、平面図及び備品一覧の提供を希望する事業者におかれましては、令和7年10月20日以降、本要項「13 連絡先及び提出先」に記載の連絡先までご連絡ください。

なお、提供を受けた平面図は厳重に管理してください。平面図及び備品一覧はプレゼンテーション審査の当日に回収し、選定後、受託者に対して契約締結時に提供します。また、本プロポーザル業務以外の目的で使用する事及び第三者に提供することを固く禁じます。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年10月29日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

本要項「13 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「【質問】学習支援プロポーザル（法人名）」と入力の上、質問票（様式3号）を提出してください（来庁、電話等による受付不可）。電子メールを送信後に、本要項「13 連絡先及び提出先」に記載の電話番号へ連絡し、電子メールが届いたかどうかを確認してください。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年11月11日（火）までに質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表します。

(4) 留意事項

- ① 選定基準等に関する質問はお答えできません。
- ② 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載してください。

7 応募書類の提出

令和7年10月20日（月）から同年11月18日（火）午後5時までに、8の応募書類を、本要項「13 連絡先及び提出先」に記載の、あまがさき・ひと咲きプラザ内子どもの育ち支援センター1階児童相談所設置準備担当へ持参又は郵送してください。（期限必着）。

なお、持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約を、郵送の場合は到着確認を行ってください。また、応募書類の受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

8 応募書類

(1) 企画提案申込書（様式1号）

共同事業体により企画提案を応募する場合は、協定書も併せて提出してください。なお、本業務に応募する以前に、共同事業体の構成団体において協定書を作成している場合は、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、9(2)①に記載の「評価事項」及び「評価の観点」に沿って、本業務を実施するに

当たってのアピールポイント等を明記してください。

- ① A4 版、両面印刷
- ② 表紙を含め、30 ページ以内（両面 15 枚以内）
- ③ 内容

ア 実効性・有効性

イ 人員体制

ウ 学習支援及び安全管理

業務マニュアルに記載を予定している内容、研修計画及び安全管理計画についても記載してください。

エ 受託実績（様式 2 号）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間に受託した学習支援業務について、一時保護所での受託実績を優先して記載してください。

オ 情報セキュリティ

(3) 会社概要（任意様式）

貴社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載してください。（パンフレット等の会社概要で代用することも可）

(4) 見積金額等（任意様式）

① 令和 8 年度に必要となる見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を記載してください。

② 「2 委託業務の内容」に記載する提案上限額以下の金額で提示してください。

③ 本業務に係る事業費の積算内訳を記載してください。

(5) 国税に係る法人税・消費税・地方消費税の納税証明書（税務署長発行の納税証明書「その 3 の 3」）、本市内に事業所を有する場合は、市税の納税証明書（市税に未納の税額がないことの証明）。提出日の 1 ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(6) 再委託確認資料

本業務について再委託を予定している場合は、その範囲がわかる資料を提出してください。

(7) 上記(1)～(6)の順にそれぞれインデックスをつけた上で 1 つに綴じ、6 部（正本 1 部、副本 5 部）を提出してください。

9 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し、公平かつ適正に審査し、選定します。

① 実施場所及び日時

令和 7 年 11 月 27 日（木）に実施することとし、詳細は令和 7 年 11 月 20 日（木）までに電子メールにて通知します。

② 実施内容（予定）

ア 応募事業者からの企画提案内容説明

イ 質疑応答

③ プレゼンテーション審査の方法

応募事業者は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。1 応募事業者につき 30 分間（プレゼンテーション 15 分間、質疑応答 15 分間）を予定しています。なお、プレゼンテーションにおいて、応募書類にない事項は説明できませんので、ご注意ください。

また、プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、デモンストレーション機械等）は、応募団体が用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルは本市で用意いたします。

④ 説明者

可能な限り、企画提案書の実施体制に記載されている業務責任者は説明に参加することとし、営業・事務担当者のみの説明は不可とします。また、プレゼンテーション審査の際の出席人数は 5 人以内とします。

⑤ 質疑応答

プレゼンテーション審査における質疑に対する応答の内容については、応募書類と同様に公式なものとして取り扱います。

(2) 審査基準及び選定方法

① 次に掲げる基準により審査（採点）します。

評価事項	評価の観点
実現性・有効性	一時保護所の特色を理解し、それに応じた業務遂行ができるか
	本市の方針※を理解し、本市の意向に沿った業務遂行ができるか
人員体制	学習・スポーツ・レクリエーションの指導経験を有する従業員を配置できるか
	教員免許等の十分な資格を有する従業員を配置できるか
	従業員に対して必要な研修を適切に実施できるか
学習支援 及び 安全管理	学習意欲や基礎学力の向上を目的として、個別の能力等に応じて、学習、創作活動及びスポーツ等の学習支援が実施できるか
	業務マニュアルを作成し、当該マニュアルに沿って業務を遂行できるか
	児童の学力や意向を把握し、児童が一時保護に至った経緯、児童の発達特性や心理状態を考慮した学習支援が実施できるか
	学習支援を実施する際に、児童の安全が配慮されているか
受託実績	十分な学習支援業務受託実績があるか
情報セキュリティ	個人情報管理対策を十分に講じているか。

※「(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針」

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/028/982/kihonnhousin2.pdf

② 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。なお、最高得点の候補者が、選定会議において別に定める最低基準を満たさない場合、契約候補者として選定は行いません。

③ 地域活性化の観点から、市内事業者又は準市内事業者であれば一定の加点を行います。また、本業務実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても一定の加点を行いますので、その場合は企画提案書に必ず記載してください。

④ 応募者が 1 事業者の場合であっても選定会議による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

① 審査結果は、令和 7 年 12 月 8 日（月）に電子メールで通知し、本市ホームページにも掲載します。

② 審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

10 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

① 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

② 契約締結時までに上記 3 の応募者資格を欠いていることが判明したとき

③ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

④ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約に当たっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(4) 契約に当たっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとします。

(5) 契約締結後、令和 8 年 2 月末日までに、仕様書 7 (2) ④ に定める履歴書及び教員免許状（写し）を提出してください。

11 その他留意事項

(1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めません。

(2) 応募書類は返却しません。

(3) 応募書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。

(4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(5) 本提案に要する費用は提案者の負担とします。

(6) 企画提案書作成時において入手した本市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないようにしてください。

12 その他

事業者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

また、令和8年12月に施行が予定されている、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）が施行された場合は、業務責任者、学習指導員及び学習支援員について、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を同法に基づき速やかに行い、必要な措置を講じてください。

13 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号（尼崎市子どもの育ち支援センター1階）

尼崎市こども青少年局子どもの育ち支援センター児童相談所設置準備担当（担当：田中、矢部、清水）

TEL：06-6423-7008 FAX 06-6409-4298

電子メール：ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp